

町税の滞納処分を強化しています

納税は社会の基本的なルールです～納期内納付のご協力をお願いします～

町税は、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、様々な事業を進めるうえで、非常に重要な役割を持っています。

◇納期内納付にご協力ください

町税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も町税で負担することになります。納期内納付にご協力ください。

◇延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性を保つために課されているものです。納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じて計算した額を徴収します。



納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

町税を滞納することは、納期内に納税している大多数の町民との公平性を欠くことになります。また、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、「滞納処分（財産差押）」を強化していきます。

◆納税は国民の義務です

納税は国民の義務であり、税金は全ての債務に優先すると法律に定められています。支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、税金が未納となっている人などが滞納処分の対象となります。

◆滞納処分とは

町が滞納者の財産を差し押さえることです。住宅ローンなどの私債権とは異なり、町税滞納者に対して町は裁判所に訴えることなく、差し押さえができます。

◆滞納処分（財産差押）の対象となる財産

- 債権…預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料
- 不動産…土地、建物
- 無体財産権…出資金（信用組合、農業協同組合など）
- 動産…絵画、自動車など

◆町税滞納処分の推移【差押実績】

(件)

区分	H21～ H24 年度	H25年度			合計
		4～6月	7～8月	小計	
預貯金	276	19	18	37	313
給与	5	2	—	2	7
生命保険	113	19	10	29	142
不動産	51	—	1	1	52
国税還付金	7	10	5	15	22
組合出資金	5	—	7	7	12
合計	457	50	41	91	548

◆放置しないで早めに相談を！

やむを得ない事情により納期限までに納税できない場合は、早めにご相談ください。

また、納付書を紛失してしまった場合はご連絡ください。

滞納処分までの流れ

納税通知書発送

督促・催告

納期限を過ぎると…

- ①督促状を発送します。
- ②延滞金が発生します。
- ③文書や電話などで納税の催告を行います。

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。
※滞納処分は国税徴収法に準じて行うため、本人の承諾は必要ありません。

滞納処分（財産差押）

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分（財産差押）を執行します。

換価処分（債権取立・不動産公売）

債権は原則即時で取り立てします。不動産については公売（売却）により換価し、税に充当します。